

静岡市障がい者共生のまちづくり計画(素案)【案】

令和6～12年度

—目次—

第1章 計画策定に係る基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 国の動向
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の対象
- 5 計画の期間

第2章 静岡市の障がい福祉施策等の状況

- 1 障害者手帳交付者数等の状況
- 2 前計画における成果目標の達成状況
- 3 本市障がい福祉施策に係る主な課題等

第3章 計画の目指す方向性

- 1 計画の全体図
- 2 基本理念
- 3 基本的視点
- 4 SDGsの推進
- 5 施策の体系
- 6 本計画を効果測定する指標の設定

第4章 分野別の施策について

- 1 権利擁護・理解促進
- 2 地域生活支援
- 3 医療・保健
- 4 生活環境
- 5 安全・安心
- 6 子ども
- 7 雇用・就労
- 8 文化活動・市民生活
- 障害福祉サービス等の提供基盤の整備について

第5章 計画の推進

- 1 PDCA サイクルによる計画の推進
- 2 障がい者福祉施策に係る関係する会議体

第1章 計画策定に係る基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、本市の障がい者福祉施策について、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、定期的に見直しを行っているものです。

静岡市では、以下の3つの計画を一体的に策定しています。なお、前計画期間までは、すべての計画の期間を統一して1冊の冊子として製本していましたが、本市のマスタープランにあたる静岡市総合計画との整合を図っていくため、それぞれの計画が相互に密接に関連する考えはそのままに、計画期間に関する定めのない市町村障害者計画の計画期間を総合計画と合わせるとともに、3年間を計画期間とする市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画と分冊することとしました。

①市町村障害者計画

…自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定めるもの

②市町村障害福祉計画

…障害福祉サービスや地域生活支援事業などが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

③市町村障害児福祉計画

…障がい児のためのサービスが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

国においては、令和3年夏に開催された東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承や令和6年4月に施行される障害者差別解消法改正法を踏まえた障害者基本計画（第5次）の策定、こども家庭庁の設置、障害者総合支援法の改正等、障がい児・者への支援の更なる充実が図られています。

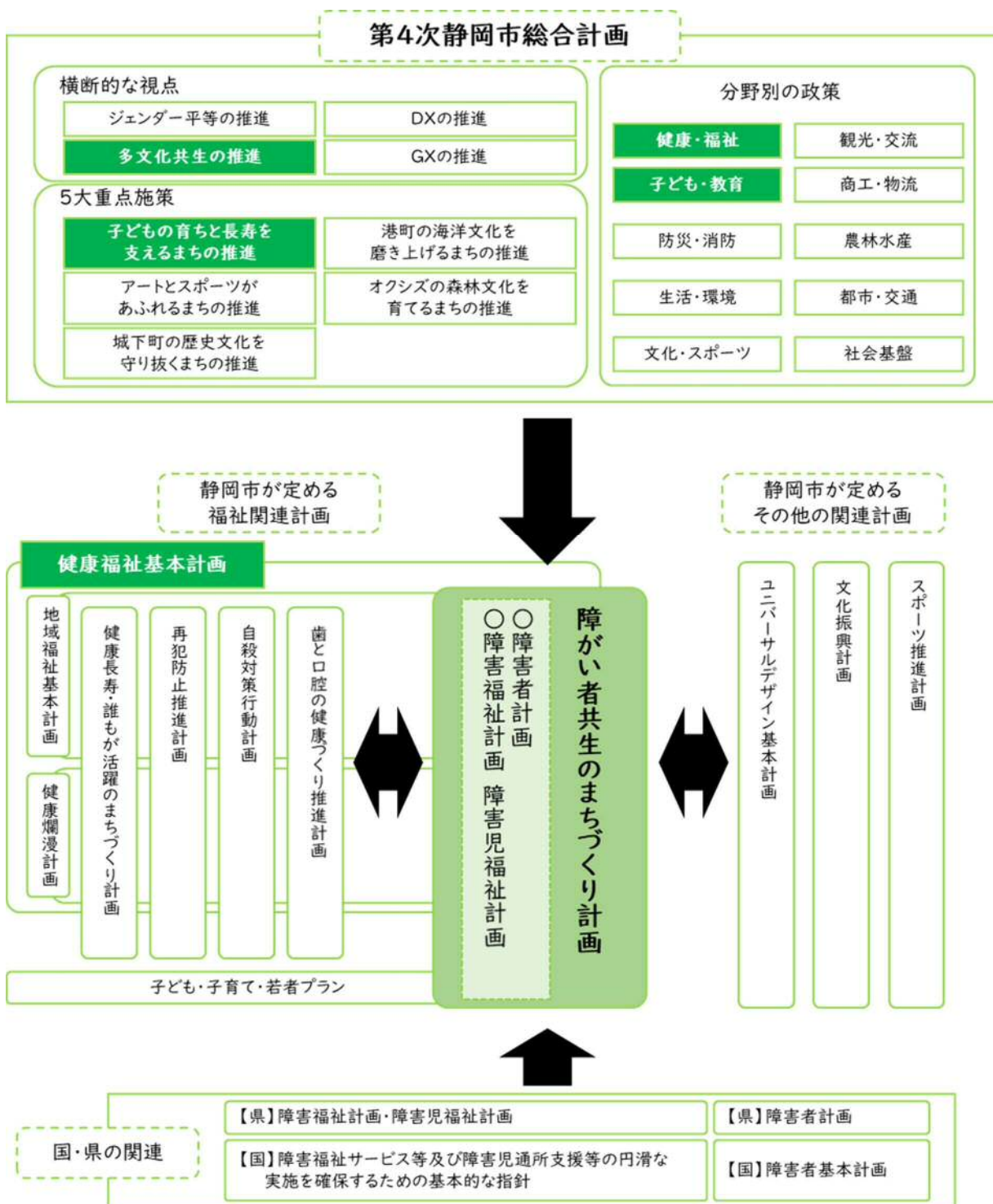
こういった国の動向も踏まえながら、令和5年から開始となった第4次静岡市総合計画により定める方針を踏まえ、本市においても障がいのある人の支援体制を拡充すべく、次期計画を策定します。

2 国の動向

年度	近年の国の動向、背景 等
平成23	<u>障害者基本法 改正</u> ・障害者権利条約への批准に向けて、条約の趣旨を反映
平成24	<u>障害者虐待防止法 施行</u> ・障がい者への虐待の禁止、虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、自立の支援、養護者に対する支援措置、自治体の役割等について規定
平成26	<u>障害者権利条約 批准</u> ・障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 ・「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的
平成28	<u>障害者差別解消法 施行</u> ・障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別として位置づけ、行政機関及び民間事業者の責務について明記するとともに、差別を解消するための支援措置等について規定 ・雇用分野における障がいを理由とする差別については、改正障害者雇用促進法に規定 ・ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 設置 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指していく。
平成30	<u>障害者における文化芸術活動の推進に関する法律 施行</u> ・障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進について規定 <u>ユニバーサル社会実現推進法 施行</u> ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として成立
令和元	<u>読書バリアフリー法 施行</u> ・障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として成立

年度	近年の国の動向、背景 等
令和2	<u>改正障害者雇用促進法 施行</u> ・障がい者の活躍の場の拡大について規定 ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について規定
令和3	<u>改正社会福祉法 施行</u> ・地域共生社会の実現を目指すための事業のひとつとして、複合的な課題を持つ家族をサポートするための体制を構築する「重層的支援体制整備事業」について規定 <u>医療的ケア児支援法 施行</u> ・医療技術の進歩に伴い増加している医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てる社会を実現することを目的として成立
令和4	<u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行</u> ・全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するため、情報の取得利用・意思疎通に関して、障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること等を基本理念として成立
令和5	<u>こども家庭庁設置法 施行</u> ・常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」において、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔としてこども家庭庁を創設
令和6	<u>改正障害者総合支援法等 施行</u> ・障がい者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進等について規定 <u>改正障害者差別解消法 施行</u> ・努力義務としていた、事業者による障がいのある人への合理的配慮を義務化

3 計画の位置づけ



- 市町村障害者計画（策定根拠：障害者基本法第11条第3項）
自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定める。
- 市町村障害福祉計画（策定根拠：障害者総合支援法第88条）
障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める。
- 市町村障害児福祉計画（策定根拠：児童福祉法第33条の20）
障害児通所支援等の必要な量の見込みと、その必要量を確保するための方策等を定める。

3つの計画を関連付けて策定することで…

- ・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画において定める成果目標、障がい者計画において市独自に定めることとした指標を達成するための課題や、障害福祉サービス等に対応することができない障がい者のニーズに対して、重点的に市単独事業や施策を計画・実施できる。
- ・各計画の上位に位置付けられる国の計画・指針と期間を揃えることにより、市の施策の方針を、国の動向に速やかに対応させることができる

4 計画の対象

- この計画の対象は、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とします。
- この計画において「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人であり、障害者手帳を所持している人に限定されません。

さまざまな「障がい」



5 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間とします（障がい福祉計画・障がい児福祉計画は3年後に国の指針に合わせて見直し）。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
静岡市 障がい者計画													
静岡市 障がい福祉計画													~R14
静岡市 障がい児福祉計画													~R14
静岡市総合計画													
内閣府 障害者基本計画												~R14	
厚生労働省 基本的な指針												~R14	
静岡県 障害者計画												~R14	
静岡県 障害福祉計画・ 障害児福祉計画												~R14	

第2章 静岡市の障がい福祉施策等の状況

Ⅰ 障害者手帳交付者数等の状況（最新の数値に更新中のため記載省略）

2 前計画における成果目標の達成状況

国の指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る令和3年度から令和5年度までの3年間における目標を下表のとおり定め、取り組みました。

項目	目標値	令和4年度 実績	
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	25 人	14 人	達成困難
(2)入所施設を利用する人の減少数	10 人減	33 人減	達成見込
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
(1)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	81.0%	達成見込
(2)入院後6か月以内に退院できる人の割合	86%	85.1%	達成見込
(3)入院後1年以内に退院できる人の割合	92%	97.2%	達成見込
(4)精神科病床における1年以上長期入院者数	65歳未満:160人 65歳以上:193人	65歳未満:186人 65歳以上:234人	達成困難
【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	332日	達成見込
【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備			
(1)拠点の整備箇所数	整備済み	整備済み	達成
(2)運用状況の検証・検討	年2回	年2回	達成見込
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	150 人	93 人	達成困難
(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	111 人	62 人	達成困難
(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	24 人	19 人	達成困難
(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	15 人	10 人	達成困難
(5)就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人の割合	70%	31.2%	達成困難
(6)就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	最終年度のみ測定	—
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等			
(1)-1児童発達支援センターの箇所数	3箇所	2箇所	達成見込
(1)-2保育所等訪問支援の実施箇所数	3箇所	17箇所	達成見込
(2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数	7箇所	6箇所	達成困難
(3)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数	6箇所	9箇所	達成見込
(4)-1医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置	設置済み	設置済み	達成
(4)-2医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	20 人	23 人	達成見込
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等			
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保	確保済み	達成
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築			
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	体制構築	構築済み	達成

3 本市障がい福祉施策に係る主な課題等

「前計画における成果目標の達成状況」及び令和4年度に実施した「静岡市障がい福祉に関するアンケート調査（詳細は後述のとおりです。以下、「アンケート調査」といいます。）」の結果等に基づき、本市における課題を以下のとおり整理しました。

【成果目標1関係】福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設を利用する人の減少数は目標を上回る一方、入所施設から地域での生活に移行する人数は、目標を下回る見込みです。「地域生活への移行」は入所施設を退所して、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等に移行することを指しており、それ以外の理由（入院や介護移行等）により、入所施設の利用者が減っていると考えられます。

本計画の策定に先立って障害者支援施設への調査を行ったところ、65歳以上の方が約25%であること、障害支援区分5又は6の方が90%以上であることが分かりました。高齢の方や、必要とする支援の度合いが高い方でも安心して地域での生活を選択肢として検討することができるよう、サービスの充実等が求められます。

また、アンケート調査の回答者のうち施設入所支援の利用者は48名おり、「地域で生活するために必要だと思う」こととして、半数の24名が「いつでも何でも相談できる場所や人」を挙げました。地域における相談体制の一層の周知等に取り組む必要があります。

【成果目標2関係】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

早期退院に関する目標は達成の見込みですが、現に長期入院者数されている方の減少は目標に達しない見込みです。

令和元年度からの新型コロナウイルス感染症感染拡大により、長期入院者の退院に向けた医療機関への働きかけを中止していたことが原因のひとつとして考えられるため、ポストコロナにおいて取組を再開することにより、目標の達成に近づくと考えられます。

また、ニューロングステイ（新たな長期入院者）の防止に向けて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に、引き続き取り組んでいく必要があります。

【成果目標4関係】福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行、一般就労後の定着ともに、目標値に達しない見込みです。

移行者数が伸び悩んでいる原因としては、企業と一般就労を希望する者のマッチングの困難さがあります。マッチングが困難となる理由は様々ですが、一般就労先の少なさや業種の偏り、また、利用者本人の適性とは異なる方向への就労先を本人が希望していること等が考えられます。

就労移行支援事業所間での情報交換による就労移行支援事業所のスキルアップ、就労を希望する方への一般就労先に係る情報の提供、令和5年度より開始した「障がい者就労アセスメントモデル事業」により市内事業所のアセスメント能力の一層の向上を図るなど、本人の希望等を踏まえながら、一般就労を促進する取り組みを推進する必要があります。

【成果目標5関係】障害児支援の提供体制の整備等

主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数について、目標を達成できない見込みです。しかしながら、令和5年度に医療型児童発達支援センターが開設したことに伴い、市内の支援提供体制の向上が見込まれます。

また、医療的ケア児等への支援について、現状では市が独自に配置するコーディネーターが中心となって対応していますが、増加傾向にある医療的ケア児等への支援を持続可能とするため、成果目標として設定している、要医療児者支援体制加算対象者である医療的ケア児等コーディネーターも活用した支援体制の構築を進めていく必要があります。

※静岡市障がい福祉に関するアンケート調査

調査期間：令和4年11月18日（金）～令和4年12月26日（月）

調査対象：市内にお住まいの障がいのある人 5,000 人、障がいのない 18 歳以上の人 3,000 人

有効回収：障がいのある人 2,231 票（44.6%）、障がいのない人 1,181 票（39.4%）

第3章 計画の目指す方向性

I 計画の全体図

国の動向

障害者基本計画における各分野に共通する横断的視点

(令和5年3月14日)

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 共生社会の実現に資する取組の推進
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

基本的な指針における基本理念(令和5年5月19日)

※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害者の社会参加を支える取組定着

1. 第4次静岡市総合計画における障がい福祉施策の方向性・・・

①「障がいの有無にかかわらず、権利や意思を尊重できる市民意識の醸成」、②「障がいのある方の社会参加の促進」、③「多様なニーズに対応した地域生活の支援」を障がい福祉施策の柱とし、令和12年における「地域における共生が進んでいると思う市民の割合(※)」を30%とすることを目標としています。

※令和4年度は、障がいのある人:14.3% 障がいのない人:13.9% でした。

2. 前計画の成果目標達成状況から・・・

・入所施設から地域への移行、精神病床における長期入院者の減少

地域での生活に向けての不安を払しょくするため、身近な相談先に関する一層の周知等が求められます。

・福祉施設から一般就労への移行等

一般就労を希望する者と企業のマッチング等により、本人の希望に応じた働き方を支援する必要があります。

3. 市民アンケート結果から・・・

・障がいを理由に差別を受けたり、いやな思いなどをしている人の割合は、平成28年度の27.5%、令和元年度の27.4%に対して、23.4%と減少しました。しかしながら、障害者差別解消法を知っている人の割合は、障がいのある人・障がいのない人ともに約20%に留まっています。

・今の職場・働き方が自分に合っていると思う障がいのある人の割合は、64.4%でした。手帳の種別で比較すると、療育手帳所持者が最も高く77.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が最も低く53.1%となりました。

・スポーツを1週間に1日以上している16歳以上の障がいのある人は、11.8%でした。誰もが楽しむことができるスポーツの推進等に向け、障がいの有無にかかわらずにスポーツに興味をもつきっかけの確保を検討していくことが求められます。

4. 関係団体への調査結果等から・・・

(障がいに関係のある団体へ書面による調査や、懇話会の開催による意見聴取を行いました。)

・障がいに関する理解促進や啓発が十分ではない

・8050問題や親亡き後への支援

・入所施設とグループホームの連携

・令和4年の台風15号を踏まえた災害対策 等

本市の課題

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し合理的配慮が受けられるようにすること
- (2) 社会参加のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること

8つの大分野を設定し、施策を進めていきます。

1 権利擁護・理解促進
～認め合う・守る～

2 地域生活支援
～支え合う・つなぐ～

3 医療・保健
～健康を保つ～

4 生活環境
～暮らす～

5 安全・安心
～備える～

6 子ども
～育てる・学ぶ～

7 雇用・就労
～働く～

8 文化活動・市民生活
～楽しむ・参加する～

本文に合わせて、現計画の内容を更新

2 基本理念

本市の障がい福祉施策における目指す方向性を、「基本理念」として次のとおり定めます。

**障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
「共生のまち」の実現**

静岡市は、全ての市民が国籍・民族等により差別的扱いをされず、多様な文化や生活習慣が尊重され、あらゆる場面において互いに助け合い、学び合う社会の実現を目指しています。

また、障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と規定されており、障がいのある人もない人も相互に尊重するということは、障がい者福祉施策における基本的な考え方であるといえます。

障がいのある人が、障がいがあることによって、障がいのない市民と同じように、安心・安全な生活を送ったり、望むように選択、決定、行動したりすることを妨げられることのないよう、必要な支援を充実させるとともに、地域住民の一人として、地域の活動に参加したり、他の地域住民を支える存在として取り組んだりすることができるよう「地域共生社会」を推進することで、「共生のまち」の実現を目指します。

3 基本的視点

○ 基本理念に基づき、障がい福祉施策を検討する上での基本的な視点を次の3つのとおり定めます。

(1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮を受けられるようにすること

障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。

障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して 偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに 応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。

(2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること

障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに、読書環境の整備や、文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

(3) 多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること

障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別、環境と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困り感が生じることもあることから、多機関が連携しながら、多様な施策により、対応していくことが求められます。

サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。

また、こうした体制を支える障害福祉人材の確保に向けた取組を進めていきます。

「利用のしやすさ(アクセシビリティ)」とは 例えば…

- 道や建物、公共サインがバリアフリー(ユニバーサルデザイン)化されており、障がいのある人も外出しやすい。
- 見えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。
- サービスの利用や支援を真に必要としている人が対象から外れたままにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。 など

4 SDGsの推進

SDGs(エスディー・ジーズ:Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)は、平成 27 年9月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された 2016 年から 2030 年までの世界共通の目標であり、日本としても、国や地方自治体を含め、各関係機関で積極的に取り組んでいるところです。

SDGs は、「17 のゴール」と「169 のターゲット」から構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しており、これは本計画の基本理念、基本的視点にも通じるものです。世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指し、SDGs 未来都市・ハブ都市として、日本・世界の先進都市として SDGs を積極的に推進していく本市は、SDGs も踏まえて、施策を実行していきます。

「誰一人取り残さない」
ことを誓っています。

SDGsの 17 のゴール



ロゴ: 国連広報センター作成

SDGs のターゲットを本市の施策と関連付けて取り入れることで、目標を達成するための推進力として活用していきます。

- ▶ すべての人々に対して、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(適切な医療・支援等を支払い可能な費用で受けられること)を達成すること。
- ▶ 障がいのある子どもなどの弱い立場にある人が、あらゆるレベルの教育や職業訓練の機会に平等にアクセスできるようにすること。
- ▶ 障がいのある人を含むすべての人について、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成すること。
- ▶ 障がいのある人を含むすべての人が、公共交通機関や公共スペースを安全かつ容易に利用できるようにすること。
等

5 施策の体系



法定サービス等では対応することができない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための「市が実施する事業」です。

課題解決の基礎となるサービス等で、特に、「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」に関連するものです。
・障害福祉サービス
・障害児通所支援
・相談支援
・地域生活支援事業 等

具体的な個別施策

市の事業

- 地域における障がいの理解促進事業
- 障害者差別解消法に基づく相談事業
- 静岡市障害者差別解消支援地域協議会
- 高次脳機能障がいの理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業 等

- 精神障がい者地域移行支援事業
- 依存症対策事業
- 再犯防止相談支援事業
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発
- 各種手当の給付
- 介護職員初任者研修受講就労助成金 等

- 障がい者歯科保健推進事業
- 重度心身障害者医療費の助成
- 特定医療費等の助成 等

- 民間賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての活用
- 市街地のバリアフリー化、文字情報サインの設置
- 市役所等のバリアフリー事業 等

- 避難行動要支援者避難支援推進事業
- 福祉避難所の確保
- 障害者災害時体制強化事業 等

- 発達早期支援事業 ○児童発達支援センターでの親子教室の実施
- 医療的ケア児等支援コーディネーター配置
- こども園における医療的ケア児の受入れ
- 特別支援連携協議会の運営 等

- 「就フェス」開催事業
- 工賃向上アドバイザー派遣事業
- 精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座
- 「農・福 連携」の推進 等

- 障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施
- 市立図書館における福祉サービスの実施
- 公職選挙における障がいのある人への配慮 等

法定サービス等

- 心のバリアフリーイベント
- 成年後見制度利用支援事業
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- 障害者虐待防止対策支援事業 等

- 地域生活支援拠点等の機能拡充
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害者相談支援事業 ○計画相談支援 ○各種手当の給付
- 訪問系サービス（居宅介護等）
- 日中活動系サービス（生活介護等）
- 視覚障がい者の理解促進に関する普及啓発、相談・支援 等

- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修
- 療養介護

- 共同生活援助
- 共同生活援助（日中サービス支援型）
- 同行援護 ○行動援護
- 移動支援事業 等

- 児童発達支援・医療型児童発達支援等
障害児通所支援
- 医療的ケア児等支援協議会の設置 等

- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 就労継続支援A型・就労継続支援B型 等

- 障害者スポーツ推進事業
- 地域活動支援センター
- 点字・声の広報等の発行 等

6 本計画を効果測定する指標の設定

(1) 計画の評価方法

各年度の評価及び計画期間を総合した評価を、(2) 成果目標、(3) 指標及び計画掲載事業について、次のとおり実施します。

①(1) 成果目標及び(2) 指標

下表を基本として、総合的に評価します。なお、(2) 指標のうちアンケート調査により実績の把握をする内容に関しては、各年度ではなく、計画の中間見直しや、次期計画の策定年度等に効果測定を行います。

評価区分	内容	達成度合い
S	期待を上回る成果をあげたもの	105%以上
A	期待どおりの成果を達成したもの	90%以上 105%未満
B	期待を下回るもの	70%以上 90%未満
C	期待を顕著に下回るもの	70%未満
—	状況変化等により、事業の実施対象が存在せず、事業を実施できないもの	

※ 達成度合いの計算方法は、当該年度における目標値を算出設定した上で、差分比較法（当該年度の目標値及び実績値からそれぞれ基準値を差し引いた値を比較する方法）又は直接比較法（当該年度の目標値と実績値を直接比較する方法）を用いることを基本とします。

【計算式例】

差分比較法：達成度合い(%)=(当該年度実績値－基準値)/(当該年度目標値－基準値)×100

直接比較法：達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100

※基準値：計画策定時点における直近の実績を用います

②計画掲載事業

下表を基本として総合的に評価します。

評価区分	内容	定量的な指標である場合(例 ●●回)	定性的な指標である場合(例 実施)
S	期待を上回る成果をあげたもの	105%以上	—
A	期待どおりの成果を達成したもの	90%以上 105%未満	おおむね目標を達成しており、取組が有効である場合
B	期待を下回るもの	70%以上 90%未満	目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合
C	期待を顕著に下回るもの	70%未満	現在の取組では有効性に問題がある場合
—	状況変化等により、事業の実施対象が存在せず、事業を実施できないもの		

(2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る成果目標の設定

前計画と同様に、国の指針に基づき、令和6年度から令和8年度までにおける目標を下表のとおり定めます。また、サービス毎に見込み量等の活動指標を定めます（別冊の障がい福祉計画・障がい児福祉計画に事業単位で掲載）。

項目	基準値	目標値	判定方法
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1) 入所施設から地域での生活に移行する人数	施設入所者	33 人	直接
(2) 入所施設を利用する人の減少数	540 人 (R4 実績)	27 人	直接
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
(1) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	332 日 (R4 実績)	332 日	直接
(2) 精神病床入院後3か月以内に退院できる人の割合	81.0% (R4 実績)	79.3%	直接
(3) 精神病床入院後6か月以内に退院できる人の割合	85.1% (R4 実績)	86%	直接
(4) 精神病床入院後1年以内に退院できる人の割合	97.2% (R4 実績)	92%	直接
(5) 精神病床における1年以上長期入院者数	65 歳未満: 186 人 65 歳以上: 234 人 (R4 実績)	65 歳未満: 186 人 65 歳以上: 234 人	直接
【成果目標3】地域生活支援の充実			
(1) 拠点の整備箇所数	1 箇所 (R4 実績)	1 箇所	直接
(2) 強度行動障がいをもつ障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	新規指標	整備	—
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1) 就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	129 人 (R3 実績)	166 人	直接
(2) 就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	84 人 (R3 実績)	111 人	直接
(3) 就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	24 人 (R3 実績)	31 人	直接
(4) 就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	14 人 (R3 実績)	18 人	直接
(5) 就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	25% (R4 実績)	50%	直接
(6) 就労定着支援事業の利用者数	45 人 (R3 実績)	166 人	直接
(7) 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	30% (R4 実績)	30%	直接
【成果目標5】障がい児支援の提供体制の整備等			
(1) 児童発達支援センターの設置	2箇所 (R4 実績)	設置	—
(2) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制構築	17 箇所 (R4 実績)	構築	—
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	6箇所 (R4 実績)	確保	—
(4) 主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの確保	9箇所 (R4 実績)	設置	—
(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み (R4 実績)	設置	—
(6) 医療的ケア児等コーディネーターの配置数 ※	23 名 (R4 実績)	25 名	直接
(7) 障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場の設置	設置済み (R4 実績)	設置	—

※要医療児者支援体制加算対象者を指し、市が独自に配置する2人を含みません。

項目	基準値	目標値	判定方法
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等			
基幹相談支援センターの設置	設置済み(R4 実績)	設置	—
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築			
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	構築済み(R4 実績)	構築	—

○ 成果目標設定の考え方

【成果目標1】

- (1) 国の指針を踏襲し、令和4年度末時点の施設入所者(540人)の6.0%以上となる33人としました。
- (2) 国の指針を踏襲し、令和4年度末時点の施設入所者(540人)の5.0%以上となる27人としました。

【成果目標2】

- (1) 国の指針による目標値の325.3日を策定時点で上回っていることから、直近の実績である332日を目標値としました。
- (2) 前計画期間において国の指針による目標値を大幅に上回っていることから、本市における過去5年間(平成30年度から令和4年度まで)の実績の平均値を目標としました。
- (3)、(4) 前計画期間において国の指針による目標値を上回っていること、国の指針を踏襲して設定する本計画期間における目標値が前計画期間の目標値を下回ることから、前計画期間における目標値と同等の数値としました。
- (5) 国の指針による目標値の算出方法変更に伴い、指針を踏襲した目標値は前計画と比較して大幅に低くなります。令和4年度時点でその数値を達成していることから、計画策定時点(令和4年度末)と同程度の水準を維持することを目標としました。

【成果目標3】

- (1) 国の指針を踏襲し、設定しました。本市においては面的整備により拠点を設置していることから、中核となる1箇所の整備を引き続き目標とします。
- (2) 国の指針を踏襲し、設定しました。関係者での定期的な協議や、市内における強度行動障がい有する者の現状把握・分析による課題の整理を行い、具体的な取り組みについて検討し、支援体制を整備することを目標とします。

【成果目標4】

- (1) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績(129人)の1.28倍以上となる166人としました。
- (2) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績(84人)の1.31倍以上となる111人としました。
- (3) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績(24人)の1.29倍以上となる31人としました。
- (4) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績(14人)の1.28倍以上となる18人としました。
- (5) 国の指針を踏襲し、5割を目標値としました。
- (6) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績(45人)の1.41倍以上となる64人としました。
- (7) 国の指針を踏襲し、2割5分以上である3割を目標値としました。

【成果目標5】

- (1)～(5) 国の指針を踏襲し、設定しました。
- (6) 計画策定時点(令和4年度末)の23名を上回る25名を目標値としました。

【成果目標6】

(1) 国の指針を踏襲し、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目標としました。本市は設置済みではありますが、これを維持しつつ、基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化及び協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に向けた活動指標も設定します。

【成果目標7】

(1) 国の指針を踏襲し、設定しました。庁内等において各種研修内容の情報共有等を適切に行い、サービス等の全体的な質の向上を図ります。

【判定方法】

具体的な数値の設定を行う成果目標については、直接比較法での評価の判定を行います。

成果目標とする数値に関しては、年度による増減の振れ幅が大きく、安定して数値の増加を図ることが困難であることから、基準値を設定したうえでの差分比較法による判定は行いません。

(3) 計画を効果測定するための指標

国の指針に基づく成果目標のみでは、本市の計画全体や、大分野レベルでは効果測定をすることができない項目があります。成果目標に市独自の指標を組み合わせることで、計画の効果測定を適切に行っていきます。

なお、(1)で設定した成果目標は令和8年度末までの目標値である一方、それ以外の指標に関しては令和12年度末の目標値として設定しています。

大分野	指標	策定時	目標値	判定方法
計画全体	地域における共生が進んでいると思う人の割合	●14.3% ◆13.9% (R4 ※2)	●◆30.0%	差分
1 権利擁護・ 理解促進	障害者差別解消法を知っている人の割合	●20.7% ◆20.2% (R4 ※2)	●◆30.0%	差分
2	成果目標1、2	※1		直接
地域生活支援	各種障害福祉サービス等の実施状況	記載省略		直接
3 医療・保健	成果目標2	※1		直接
4 生活環境	日常生活や社会生活を送るうえで、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化が進んだと思う人の割合	●◆39.9% (R5 ※4)	●◆40.0%	直接
5 安全・安心	個別避難計画の策定	策定対象者等の検討(R5)	策定対象者分の計画策定	—
6 子ども	成果目標5	※1		—
	市が独自に設置する医療的ケア児等コーディネーターから地域の支援者に引き継ぎをした件数(R5からの累計)	6件 (R5末見込み ※3)	24件	直接
	市立小中学校における医療的ケア児の受入のための看護師配置の対応率	100% (R5末見込み ※3)	100%	直接
7	成果目標4	※1		直接
雇用・就労	就労系障害福祉サービス利用終了者に占める一般就労移行者の割合	●31.1% (R4 ※3)	●40.0%	差分
8	16歳以上の週1日以上スポーツ実施率	●11.8% (R4 ※2)	●40.0%	差分
文化活動・ 市民生活	週に1日以上、文化芸術活動(鑑賞等を含む)を実施している人の割合	●45.0% (R3 ※5)	●50.0%	直接

●:障がいのある人 ◆:障がいのない人

※1:「(1)障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る成果目標の設定」に記載

※2:「静岡県障がい福祉に関するアンケート調査」より

※3:静岡県調べ

※4:内閣府「令和4年度バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査について」より

※5:厚生労働省「令和2年度障害者総合福祉推進事業 全国の障害者による文化芸術活動の実態把握に資する基礎調査報告書」より

○ 目標設定の考え方

【計画全体】

市総合計画においても指標として活用している「地域における共生が進んでいると思う人の割合」を、本計画における全体の進捗を測る指標として用いることとしました。

第4次静岡市総合計画における目標値と統一し、令和12年度における目標を「30%」としました。

【大分野1】

本計画が開始となる令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法が施行となりますが、障害者差別解消法を知っている人の割合は約20%に留まっています。法が認知されていないことにより、合理的配慮の提供が受けられない恐れがあることから、本分野の指標として、「障害者差別解消法を知っている人の割合」を設定しました。

目標値の設定に関しては、令和12年度末時点においては、策定時の数値（令和4年度測定）から、概ね1.5倍に上昇させることとし、30.0%を目標としています（参考：令和4年度に内閣府が実施した「障害者に関する世論調査」における障害者差別解消法を知っている人の割合は24.0%でした）。

【大分野2】

地域生活に関連するアウトカムに該当する成果目標2つと、各種障害福祉サービス等の実施状況を大分野における目標として設定しています。

【大分野3】

本計画においては精神科医療との関連が大きいことから、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業に関連する成果目標を指標とします。

【大分野4】

バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が進んでいると思う人の割合を指標とします。計画策定にあたって、本市における数値の計測を実施していないため、内閣府が実施した調査の数値を上回ることを目標としています。

【大分野5】

被災時への備えとして、個別避難計画の策定状況を設定します。

当面の策定対象者は、医療的ケア児等、特にリスクの高い方を優先する予定であり、具体的な対象者の人数について検討を進めている段階であることから、目標値は具体的な個別避難計画の策定者の数とはしていません。

【大分野6】

障がい児への支援体制に係る成果目標に加え、医療的ケア児等への支援に関する市独自の指標を設定します。医療的ケア児等への支援の実施者が市の設置するコーディネーターに偏っており、持続可能な支援体制となっていないといった課題を踏まえ、市が配置するコーディネーターから、要医療児者支援体制加算対象者（県の医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者）を含む地域の支援者への支援の引き継ぎを行った件数を指標としました。

具体的な目標値については、地域の支援者への引継ぎを推進する令和5年度・令和6年度の件数を各6件とし、令和7年度以降も各年度2件程度の引継ぎを進めていくこととし、累計 24 件としています。なお、令和5年度実施の「市内未就学の医療的ケア児等の調査」、「市立小中学校への聞き取り」により把握した令和5年9月時点における医療的ケア児の人数は 38 名です。

【大分野7】

障がいのある人の就労に関する成果目標に加え、就労系障害福祉サービス終了者に占める一般就労への移行者の割合を指標としています。

目標値については、令和12年度時点で、過去8年間で最も割合の高かった 37.8%（令和元年度）を超える 40%としました。

【大分野8】

障がいのある人の文化活動・スポーツのうち、国や本市において、障がいのない人に関しても指標として扱っているスポーツに関する指標を用いることとしました。

静岡市スポーツ推進計画においては、「16 歳以上の週1日以上スポーツ実施率」を国のスポーツ基本計画の目標値と併せて 70%としています。スポーツ基本計画においては障がいのある人のスポーツ実施率を 40%と定めていることから、これらの計画との整合を図り、目標値を 40%としました。

また、文化活動の指標としては、令和2年度に厚生労働省が実施した調査において示されている「週に1日以上、文化芸術活動（鑑賞等を含む）を実施している人の割合」を設定しています。当該調査結果の 45%を上回る 50%を本計画の目標値とします。

【判定方法】

具体的な数値の設定を行う指標のうち、計画策定時点における市の数値を把握できている項目については、差分比較法での評価の判定を行います。市の数値を把握できていない項目等については、直接比較法での判定を行います。

第4章 分野別の施策について

本計画に登載する施策は、障がいのある人を取り巻く様々な困難や課題を、日常生活や社会生活に関わる各領域を考慮して、前計画から継承した8つの分野に区分します。

分野別の施策（大分野）

大分野1 権利擁護・理解促進	～認め合う・守る～
大分野2 地域生活支援	～支え合う・つなぐ～
大分野3 医療・保健	～健康を保つ～
大分野4 生活環境	～暮らす～
大分野5 安全・安心	～備える～
大分野6 子ども	～育てる・学ぶ～
大分野7 雇用・就労	～働く～
大分野8 文化活動・市民生活	～楽しむ・参加する～

8つに区分した「分野別の施策（大分野）」の下には、「課題に対する施策の柱（小分野）」として、合わせて 28 の課題を解決するための取組の方向性を設定しています。

基本理念に掲げる「共生都市」を実現し、成果目標を達成するためには、各分野の施策が相互に関係していることに留意して、実施していくことも重要です。

例えば、障がいに対する理解が深まることで（権利擁護・理解促進）、障がいのある人が働きやすく（雇用・就労）、様々な社会活動に参加しやすい（文化活動・市民生活）雰囲気が市民全体に浸透したり、地域で受けられる医療の体制（医療・保健）や、居住の場（生活環境）が充実し、更に、災害時の不安が取り除かれ（安全・安心）、将来への不安を解消することで、病院や施設から地域に移行できる障がいのある人が増える（地域生活支援）ことにつながったりという相関性が考えられます。

具体的な取組については、障害者計画に関連する事業（法定サービス等が対応していない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための市が実施する事業）と、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関連する事業（障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業等の課題解決の基礎となるサービス等）を分けて掲載し、活動指標・事業目標を設定しています。

※活動指標・事業目標の数値は、原則として各年度ごとの数値をしめしています。（3年間又は5年間の合計値ではありません。）

また、障害福祉サービス等の活動指標（利用者数、利用量）は、以下の方法で算出しています。

○見込利用者数（1 か月あたりの実人数）・見込利用量（1 か月あたりの延べ利用時間数）の考え方：

原則、前年度（令和4年度）実績と、前々年度（令和3年度）実績の差を算出し、令和5年度以降も同様の推移をするものとして推計し、障害福祉サービス等の想定される「必要な量の見込み」を設定しています。（想定される量の見込みであることから、障害福祉サービス等について、「第7期目標値」ではなく「第7期活動指標」という用語を使用しています。）

なお、利用者数や利用量が現在より増加する見込みの障害福祉サービス等で、現在の事業所数や定員数ではサービスの提供体制が不足してしまう恐れがあるものについては、「障害福祉サービス事業所等の提供基盤の整備について（○ページ）」に記載しています。

Ⅰ 大分野Ⅰ 権利擁護・理解促進 ～認め合う・守る～

- 障がいのある人にとっても暮らしやすい共生都市を実現するためには、多様な障がいや障がいのある人のことについて、障がいのある人も障がいのない人も理解することが大切です。「権利擁護・理解促進」分野における取組は、他の分野別の施策を円滑に実行するために必要な基本的な課題です。
- アンケート調査では、「地域における共生が進んでいる」と感じている市民の割合は、障がいのある人で 14.3%、障がいのない人で 14.9%という結果でした。この割合は平成 27 年度から令和4年度までを計画期間としていた「第3次静岡市総合計画」においても指標としていましたが、計画策定時の数値（平成 25 年度：14.5%）からほぼ横ばいとなり、目標値の 30%には届きませんでした。
- こういった状況を踏まえ、「第4次静岡市総合計画」においても同じ指標を継承し、令和 12 年度の「地域における共生が進んでいる」と感じている市民の割合 30%を目指すこととしており、本計画の全体の進捗を測るための指標としても活用することとしました。
- 計画策定に向けた意見聴取の中で、市内の障がい福祉関係団体等から、障がいのある人と障がいのない人が共に活動する機会が少ないことを課題として挙げられました。障がいや、障がいのある人への理解の促進を図るため、引き続き、理解促進に向けた活動に取り組むことと併せて、障がいの有無に関係なく接することのできる機会の確保にも努めてまいります。
- また、令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、アンケート調査の結果では、障害者差別解消法を知っている人の割合は約 20%に留まることが分かりました。基本的視点にも定めている「合理的配慮が受けられる」社会を実現していくため、法の周知にも引き続き取り組んでいくことも求められます。

「権利擁護・理解促進」分野における施策の柱

- (1)障がいへの理解を深める活動の促進
- (2)ボランティア・NPO 等による協働の促進
- (3)障がいを理由とする差別の解消
- (4)意思疎通・意思決定の支援
- (5)虐待の防止

2 大分野2 地域生活支援 ～支え合う・つなぐ～

- 成果目標のひとつとして、「入所施設から地域での生活に移行する人数」を設定していますが、前計画においては、目標値を達成できませんでした。生活を支えるサービス等の充実により、地域への移行を選択肢として検討することができるようになることから、本市における課題に対応する重要な分野となっています。
- 改正障害者総合支援法により個別ケースの検討を行いやすくなった「障害者自立支援協議会」における課題の解決や、地域生活支援拠点を中心とした支援体制の強化などに取り組んでまいります。
- また、アンケート調査に回答した入所者のうち半数が、「地域で生活するために必要だと思うこと」として、「いつでもなんでも相談できる場所や人」と回答しています。相談支援体制の一層の周知等により、地域生活への不安を解消することに繋がります。
- 8050 問題等の複合化した課題の解決のために制度化された「重層的支援体制整備事業」を、本市においても令和6年度から本格的に開始します。他分野との連携も図りながら、地域における生活の支援に取り組めます。
- 支援体制の充実を図るためにも、障がい福祉分野における人材確保や定着等にも、取り組んでまいります。併せて、65 歳以上となった障がいのある人が介護保険サービスに移行する際、必要な支援等を受けることができなくなるといった声もいただいているため、適切な支援を実施することができるよう、市役所職員の対応力の向上も図ります。

「地域生活支援」分野における施策の柱

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 地域移行を推進するための支援
- (3) 日常生活を支援するためのサービスの充実
- (4) 経済的な支援の充実
- (5) 人材の確保と資質の向上
- (6) 将来の生活を考えるための支援

3 大分野3 医療・保健 ～健康を保つ～

- 障がいの重症化や複雑化、二次障がいの発症等を予防するために、障がいの特性に応じた医療やリハビリテーションを適切に提供する体制を整えていきます。
- また、発達障がいがある人が適切な診療を受けることができるように、地域のかかりつけ医等に向けて研修を行い、発達障がいに対応できる地域の医療体制を整えます。
- 成果目標のうち、精神病床における1年以上長期入院者数が目標値を達成できない見込みです。医療機関への働きかけや、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等により、長期入院者の地域生活への移行を支えていきます。
- また、医療的ケア児等への専門的な支援を行うために、地域の支援者も含めた医療的ケア児等コーディネーターによる医療・福祉の支援体制を構築していきます。

「医療・保健」分野における施策の柱

- (1)障がいに配慮した地域医療の提供
- (2)リハビリテーション支援の推進
- (3)医療費助成の実施

4 大分野4 生活環境 ～暮らす～

- 「地域生活支援」分野の取組により障がいのある人が入所施設や病院から地域での生活に移行するためには、障がいのある人にとって自分らしい生活が実現できる環境を備えた居住の場を、地域に十分に確保しておく必要があります。
- 関係団体への調査により、グループホームの体験利用を有効活用できていないといった声もあったため、地域生活支援拠点整備事業における「グループホーム連絡会」、「入所施設連絡会」を活用した連携の強化に取り組むことで、既存の制度を十分に活用した生活の場の確保等を進めていきます。
- また、障がいの有無にかかわらず地域の様々な場所に出かけられるよう、民間の公共交通機関等の協力を得ながら、まち全体のユニバーサルデザインやバリアフリーを推進するとともに、外出・移動の支援の利便性を高めることで、生活の豊かさの向上につなげます。

「生活環境」分野における施策の柱

- (1) 地域における住居の確保
- (2) 外出支援の充実
- (3) まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

5 大分野5 安全・安心 ～備える～

- 令和4年の台風 15 号により、本市は長時間の停電や断水といった大きな被害を受けました。被災時の対応として、「避難行動要支援者名簿」の十分な活用ができていないといった課題があったため、被災の経験を踏まえながら、非常時における支援の体制について見直しを行っていく必要があります。
- また、災害対策基本法に基づく個別避難計画の策定等についても、本計画の期間の対応が求められていることから、障がいのある人も安心ができるよう、対象者の検討等も含めて引き続き取り組みます。

「安全・安心」分野における施策の柱

- (1)防災・防犯意識の向上と備えの推進
- (2)災害時等における支援体制の充実

- 「あそびのひろば」や「ぱすてるひろば」など静岡市ならではの取組を進め、発達が気になる子を早期に適切な支援につなげます。特に「あそびのひろば」において、定員数の不足が生じていることから、適切な体制の確保に取り組めます。
- これまで、本市においては医療的ケア児等への支援には、主に市が独自に設置するコーディネーターが取り組んできました。今後、医療的ケア児等の増加等により、支援の手が不足してくるおそれがあります。そういった背景を踏まえ、要医療児者支援体制加算対象者等（県の医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者）を含めた、地域全体での医療的ケア児等への支援体制の構築に取り組んでまいります。
- その他、障がい児支援施設と近隣保育施設との連携や進学に伴う情報共有が十分でないなどといった課題についても、関係団体からの御意見をいただいている実情があります。適切な支援の実施のため、関係機関における情報共有等に関しても、検討を進めてまいります。

「子ども」分野における施策の柱

- (1)障がいの早期発見・早期支援
- (2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援
- (3)学校教育における障がい児の支援

7 大分野7 雇用・就労 ～働く～

- アンケート調査では、現に働いている障がいのある人のうち、64.4%の人が、今の職場・働き方が自分に合っていると回答しています。障がいのある人が、自分らしく地域で生活していくためには、本人の希望や適性に応じた就労先につなげていくための支援を行っていく必要があります。
- 改正障害者総合支援法により新設される「就労選択支援」や、本市が独自に行う「障がい者就労アセスメントモデル事業」等により、本人の適性などをより正確に把握しながら、一般就労への移行を希望する者が希望どおりの働き方をすることができるよう支援します。
- また、企業における障がいに対する理解が不足していることが一般就労に向けた課題のひとつであるといった意見もいただいていることから、大分野Iの取組とも連携しながら、法定雇用率の達成等も目指します。

「権利擁護・理解促進」分野における施策の柱

- (1) 就労につなげ、支える支援の充実
- (2) 障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保
- (3) 福祉的就労における工賃向上の支援

8 大分野8 文化活動・市民生活～楽しむ・参加する～

- 障がいの有無にかかわらず芸術やスポーツ、生涯学習等の様々な文化活動を楽しみ、暮らしの豊かさを高めていくことができるよう、活動機会を充実させていく必要があります。
- 文化芸術活動に関しては、本計画を本市における障害者文化芸術推進法に基づく障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画のひとつとして位置付けるとともに、取組を推進していきます。
- 2021年に開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を一過性のものにするのではなく、これを契機とし、障がいのある人のスポーツ活動や文化活動への参加や理解促進を進めていく必要があります。
- また、視覚障がいのある人等の読書環境の整備のための取組を進めていきます。
- あわせて、障がいのある人も利用しやすい行政サービスの提供に取組んでいきます。

「文化活動・市民生活」分野における施策の柱

- (1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進
- (2)生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供
- (3)行政におけるサービスの利用のしやすさの向上

障害福祉サービス等の提供基盤の整備について(更新予定)

社会福祉施設等施設整備補助金の活用による整備の推進について(更新予定)

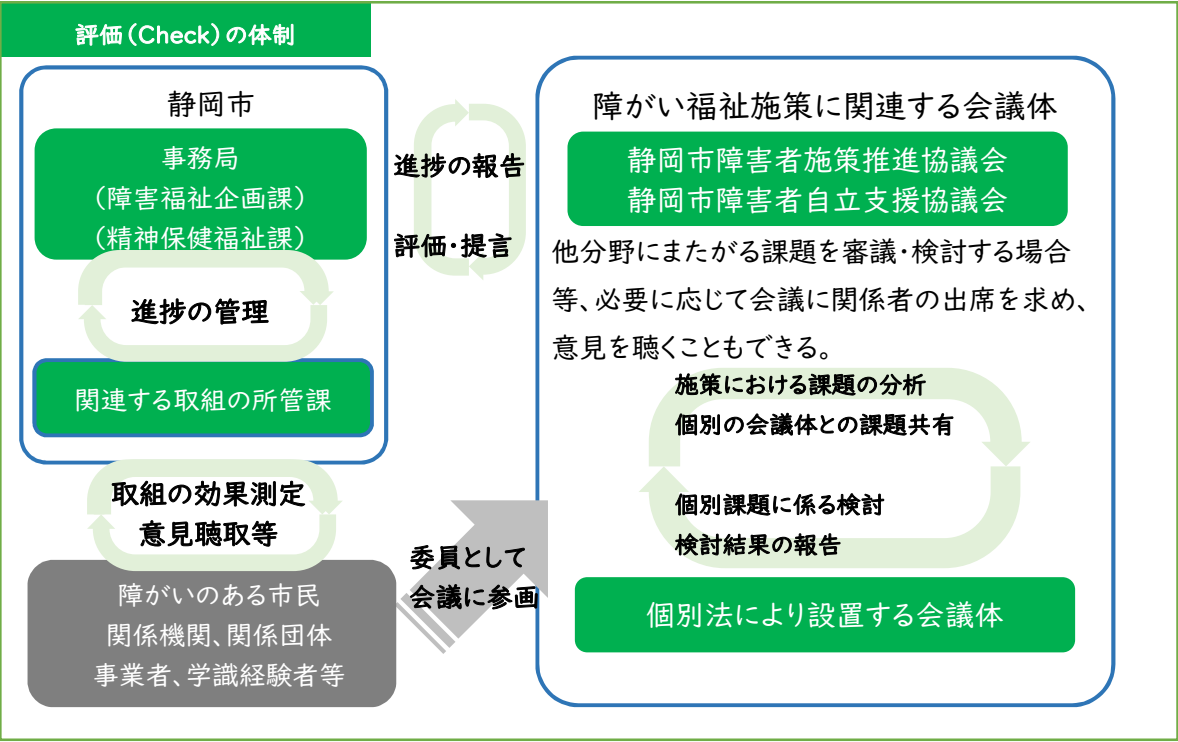
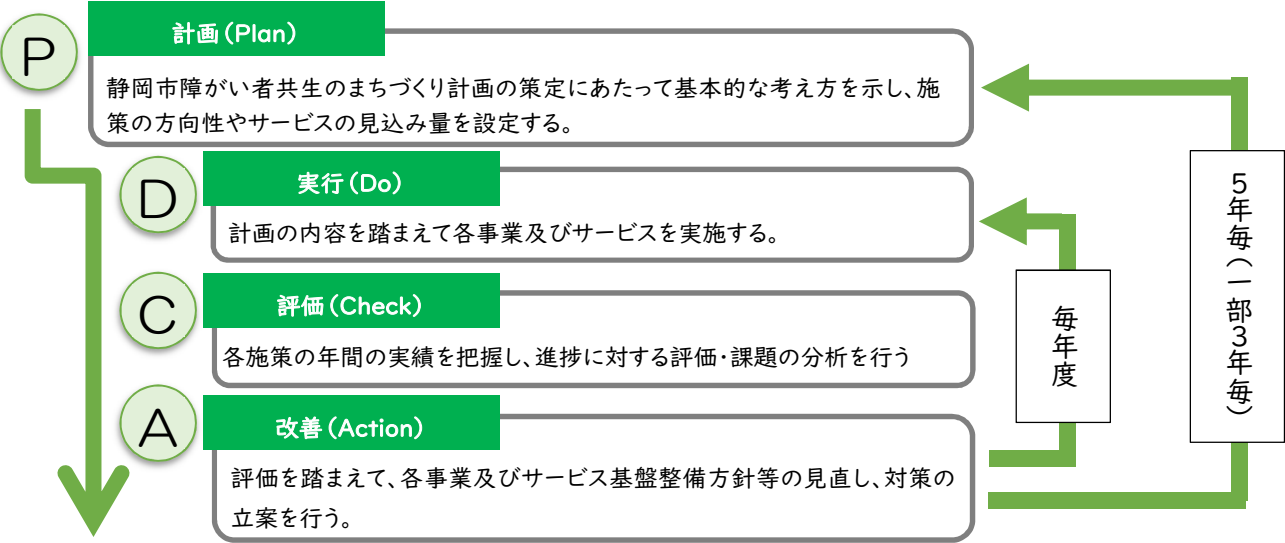
第5章 計画の推進

I PDCA サイクルによる計画の推進

今回策定した計画の内容を踏まえて、各事業及びサービスを実施します。

実施した内容は年度ごとに評価し、必要な改善を行っていきます。

計画は、令和6年度から 10 年度までの実績を踏まえて、5年後にまた策定します（サービス部分については3年後に策定）。静岡市の所管課や、障害者施策推進協議会などの会議に参加する代表者が、市民の皆さんの意見を汲み上げて、実施内容の評価を行います。



2 障がい福祉施策に関する会議体(更新予定)